二・三　（略）

四　（略）

イ～ホ　（略）

ヘ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）

（削る）

ト　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　（略）

一　（略）

イ～リ　（略）

（削る）

ヌ～ヲ　（略）

二　（略）

イ～ハ　（略）

ニ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

（削る）

ホ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ヘ　資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ト　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第九十条　繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

二・三　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ホ　（略）

ヘ　次に掲げる繰延税金資産

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ト　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　次に掲げる繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

ル～ワ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ヘ　資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの

ト　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第九十条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。